



飼養衛生管理基準のポイント 第19号

他の畜産関係施設等で使用した 令和3年8月25日
～II-16 物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置」です。

(基準本文)

16 他の関係施設等で使用し、または使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗淨、消毒その他の必要な措置を講じること。

農場どおしで物の共用をなるべくしないように、という項目じゃ。飼養管理に直接使用するものだけでなく、工具や捕鳥カゴ、機械なんかもできる限り専用の方がいいんじゃ。



工具みたいに小さいものならなんとかかなるけど、作業機械なんかは作業効率やコストを考えると農場ごとに揃えるのは難しいよ。

どうしても共用する場合は、洗淨・消毒を徹底するんじゃ。いつ、だれが、どうゆうふう^に洗淨や消毒をするのかきちんとルールを決めて、相手任せにならないように確認するんじゃよ。「飼養衛生管理マニュアル」(項目3)にもルールを記載する必要があるぞ(第4号参照)。貸し借りの記録もあればなおいいと思うぞ。



使い終わったら洗淨することになっているけど、やり方も含めてお互いに確認することにするよ。あとは、使う前に消毒をするのが一番確実だね。

